

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第44号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バプアニュー ギニア	バプアニューギニア独立国政府 に対する贈与に関する日本国政 府とバプアニューギニア独立国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	150,000千円 -----	H24.3.12 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 岩崎廣治在バプア ニューギニア大使 バプアニューギニア側 ア ノ・バラ外務移民大臣	H24.3.27 97号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。